

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例施行規則等の一部を改正する規則……………（施設運営指導課） 1

規 則

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第32号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例施行規則等の一部を改正する規則

目次

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係（第1条－第
7条）

第2章 児童福祉法関係（第8条－第11条）

附則

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例施行規則の一部改正）

第1条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の3」に、「第23条」を「第23条・第23条の2」に、「
第45条の3」を「第45条の4」に、「第45条の4・第45条の5」を「第45条の5・第45条
の6」に、「第47条の4」を「第47条の5」に、「第47条の5－第47条の7」を「第47条
の6－第47条の8」に、「第47条の8・第47条の9」を「第47条の9・第47条の10」に改
める。

第3条の次に次の3条を加える。

（感染症の予防等のための措置）

第3条の2 条例第35条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す
る委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定
期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- （2） 指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備す
ること。
- （3） 指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた
めの研修及び訓練を定期的実施すること。

（身体拘束等の適正化のための措置）

第3条の3 条例第36条の2第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報
通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果につ
いて、従業者に十分に周知を図ること。
- （2） 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- （3） 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第3条の4 条例第41条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電
話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとと
もに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- （2） 指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
実施すること。
- （3） 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4条中「前条」を「第3条から前条まで」に改める。

第4条の4中「第3条」の次に「から第3条の4まで」を加える。

第6条の見出し中「他の」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1
項を加える。

第3条の2から第3条の4までの規定は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行
動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

第3章中第10条の次に次の2条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第10条の2 条例第73条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対
策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含

む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。

(2) 指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第10条の3 第3条の3及び第3条の4の規定は、指定療養介護の事業について準用する。第13条の次に次の1条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第13条の2 条例第92条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。

(2) 指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第14条中「第10条」を「第3条の3、第3条の4及び第10条」に改める。

第14条の5中「第10条、」を「第3条の3、第3条の4、第10条及び」に、「及び第13条」を「から第13条の2まで」に改める。

第20条の4中「第20条」を「第3条の3、第3条の4、第13条の2及び第20条」に改め、同条を第20条の5とする。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2を第20条の3とし、第20条の次に次の1条を加える。

(準用)

第20条の2 第3条の3、第3条の4及び第13条の2の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第23条に見出しとして「(従業者の基準)」を付し、第6章中同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第23条の2 第3条の2から第3条の4までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業

について準用する。

第30条中「第10条及び第12条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第12条及び第13条の2」に改める。

第30条の4中「第10条、第12条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第12条、第13条の2」に改める。

第36条中「第10条及び第12条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第12条及び第13条の2」に改める。

第36条の4中「第10条、第12条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第12条、第13条の2」に改める。

第39条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第40条第2項中「、第3項及び第5項」を「から第4項まで」に改める。

第41条及び第44条中「第10条、第12条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第12条、第13条の2」に改める。

第45条第1項中「第10条、第12条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第12条、第13条の2」に改め、同条第2項中「第10条」を「第3条の3、第3条の4、第10条、第13条の2」に改める。

第45条の5中「第45条の3」を「第3条の2、第3条の4及び第45条の3」に改め、第14章中同条を第45条の6とする。

第45条の4を第45条の5とし、第13章中第45条の3の次に次の1条を加える。

(準用)

第45条の4 第3条の2及び第3条の4の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第47条の9中「第47条」を「第3条の3、第3条の4、第13条の2及び第47条」に改め、第15章第3節中同条を第47条の10とし、第47条の8を第47条の9とする。

第47条の7中「第47条の2」を「第3条の3、第3条の4、第13条の2、第47条の2」に改め、第15章第2節中同条を第47条の8とし、第47条の6を第47条の7とする。

第47条の5第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同条を第47条の6とする。

第15章第1節中第47条の4の次に次の1条を加える。

(準用)

第47条の5 第3条の3、第3条の4及び第13条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第48条第2項中「及び第4項」を削り、同条第3項中「第5項」を「第4項」に改める。

第51条第1項中「第10条」を「第3条の3、第3条の4、第10条及び第13条の2」に改める。

附則第9項中「第47条の5第1項第2号」を「第47条の6第1項第2号」に改める。
(北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第19条」に改める。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第11条第2項中「及び第3項」を削り、同条第3項中「第6条第4項」を「第6条第3項」に改める。

本則に次の3条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第17条 条例第48条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

(身体拘束等の適正化のための措置)

第18条 条例第51条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(虐待の防止のための措置)

第19条 条例第57条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年北海道規則第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第4条」を「一第4条の4」に改める。

第2章中第4条の次に次の3条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第4条の2 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- (2) 療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

(身体拘束等の適正化のための措置)

第4条の3 条例第28条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(虐待の防止のための措置)

第4条の4 条例第32条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装

置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

(2) 療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6条の次に次の1条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第6条の2 条例第48条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

(2) 生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第7条中「第4条」の次に「、第4条の3及び第4条の4」を加える。

第9条及び第12条中「及び第6条」を「、第4条の3、第4条の4、第6条及び第6条の2」に改める。

第13条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第14条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第15条及び第18条中「及び第6条」を「、第4条の3、第4条の4、第6条及び第6条の2」に改める。

第19条中「、第6条」を「、第4条の3、第4条の4、第6条、第6条の2」に改める。

第21条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

(北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第19条」に改める。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第13条第2項中「及び第3項」を削り、同条第3項中「第8条第4項」を「第8条第3項」に改める。

本則に次の3条を加える。

(感染症及び食中毒の防止等のための措置)

第17条 条例第39条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

(2) 障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の適正化のための措置)

第18条 条例第41条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止のための措置)

第19条 条例第46条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

(2) 障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第106号)第11条第1項に規定する」を削り、「以下「従たる事業所」という」を「条例第11条第1項に規定する従たる事業所をいう。以下この条において同じ」に、「以下「主たる事業所」という」を、「同項に規定する主たる事業所をいう。以下この条において同じ」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「(従たる事業所を設置する場合における特例)」を付し、同条の前に次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成24年北海道条例第107号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）及び条例において使用する用語の例による。

本則に次の2条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第4条 条例第18条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1）地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- （2）地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第5条 条例第22条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1）地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- （2）地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第7条 北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則に次の2条を加える。

（感染症の予防等のための措置）

第5条 条例第16条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1）福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開

催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

- （2）福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第6条 条例第20条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1）福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- （2）福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章 児童福祉法関係

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第8条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「及び第2項」を「、第3項及び第4項ただし書」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 条例第6条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- （1）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- （2）指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第2項及び第16条第5項において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第2項及び第16条第5項において同じ。）を行う場合
- （3）指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条第2項及び第16条第5項において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条第2項

及び第16条第5項において同じ。)を行う場合

6 条例第6条第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における同条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第4条中「第3項第1号及び第5項」を「第4項第1号及び第6項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第7条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 条例第7条第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における同条第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童相談員又は保育士でなければならない。

第9条の5中「第9条」を「第9条の4」に改め、同条を第9条の8とする。

第9条の4を第9条の7とし、第9条の3を第9条の6とし、第9条の2を第9条の5とし、第9条の次に次の3条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第9条の2 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者十分に周知を図ること。

(2) 指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（身体拘束等の適正化のための措置）

第9条の3 条例第45条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第9条の4 条例第46条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。

(2) 指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第10条第1項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第11条中「及び第8条」を「、第8条及び第9条の2から第9条の4まで」に改める。

第15条中「第9条」の次に「から第9条の4まで」を加える。

第16条第1項及び第2項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「及び第2項」を「、第3項及び第4項ただし書」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 条例第73条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

6 条例第73条第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における同条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でな

なければならない。

第17条中「及び第8条」を「、第8条及び第9条の2から第9条の4まで」に改める。

第17条の2中「第9条の4」を「第9条の7」に改める。

第18条第1項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第19条中「第8条」の次に「、第9条の2から第9条の4まで」を加える。

第20条及び第21条中「第8条」の次に「及び第9条の2から第9条の4まで」を加える。
(北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第9条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の4」に改める。

第3条第2項第1号中「4.3」を「4」に改め、同項第2号中「である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」及び「及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を削り、「当該合計数」を「当該数」に改める。

第4条中「乳幼児」を「乳児又は幼児」に改める。

第2章中第8条の次に次の3条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第8条の2 条例第39条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者十分に周知を図ること。
- (2) 指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（身体拘束等の適正化のための措置）

第8条の3 条例第42条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第8条の4 条例第43条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知を図ること。
- (2) 指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第9条第1項第2号中「乳幼児」を「乳児又は幼児」に改める。

第12条中「第8条」を「第8条の4」に改める。

附則第2項中「乳幼児」を「乳児又は幼児」に改める。

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第10条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第11条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条・第20条の2」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第2条の2 条例第13条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。
- (2) 障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第20条に見出しとして「（設備の基準）」を付し、第8章中同条の次に次の1条を加える。

（職員配置に係る特例）

第20条の2 条例第82条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- （1）医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- （2）福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合
- （3）福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（児童発達支援事業所等の従業者に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けている北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年北海道条例第14号）第7条の規定による改正前の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号。以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）が同項に規定する指定児童発達支援事業所に置くべき従業者については、第8条の規定による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定通所支援基準条例施行規則」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例施行規則第3条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 4 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例施行規則第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている事業者については、第8条の規定による改正前の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定通所支援基準条例施行規則」という。）第10条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

6 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けている旧指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例施行規則第16条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例施行規則第16条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

8 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている事業者については、旧指定通所支援基準条例施行規則第18条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
（指定福祉型障害児入所施設の職員に係る経過措置）

9 この規則の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の規定による指定を受けている第9条の規定による改正前の北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定入所施設基準条例施行規則」という。）第3条第2項第1号に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第9条の規定による改正後の北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定入所施設基準条例施行規則」という。）第3条第2項第1号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 この規則の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の規定による指定を受けている旧指定入所施設基準条例施行規則第3条第2項第2号に掲げる主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例施行規則第3条第2項第2号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。